



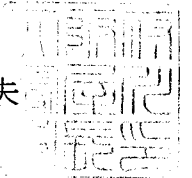
総 人 第 331 号

平成 29 年 6 月 7 日

寝屋川市職員労働組合

執行委員長 小西 正哲 様

寝屋川市長 北川 法夫



夏季重点要求書（回答）

2017 年 5 月 12 日付、寝市職労第 15 号で要求のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

要 求	回 答
1 第 6 期定員適正化計画が示されましたが、計画にこだわらず、人員確保、育成、業務の継承の観点から、事務職をはじめ、技術職、保育士、教員、養護教員、看護師、保健師、児童指導員、社会福祉士など福祉系専門職、技能職など全ての職種において採用を行うこと。	1 人員の確保については、第 6 期定員適正化計画に基づき、計画的な採用に努める。 また、平成 30 年度の職員採用については、中核市移行を見据えた中で、職員配置に関するヒアリング等を踏まえ、職種及び採用人数を決定する。
2 アンケートによる夏季一時金の要求額、正規職員について条例分+1.7ヶ月+8万円、任期付短時間勤務職員について条例分+1.9ヶ月+20万円、再任用職員条例分+1.4ヶ月+5万円を6月30日までに支給すること。	2 平成 29 年 6 月の期末・勤勉手当については、条例等に基づき 2.045 月分（再任用職員については 1.05 月分）を標準とし、平成 29 年 6 月 30 日に支給する。

<p>3 役職者加算を廃止し、全職員一律10%に引き上げること</p>	<p>3 情勢適用、均衡の原則を踏まえ、役職や勤務成績に応じた給与制度となるよう、引き続き、適正な運用に努めていく。</p>
<p>4 主査制度廃止に伴う新たな管理監督職について、早期に協議を再開すること。</p>	<p>4 新たな監督職の在り方については、必要に応じ話し合いを行う。</p>
<p>5 夏期休暇について、7日間とし、7月から9月まで取得期間とすること。</p>	<p>5 夏季休暇については5日間とし、取得期間は平成29年6月1日から平成29年10月31日までとする。</p>
<p>6 市役所に働く全ての労働者の賃金労働条件の向上となる措置を行うこと。特に、非正規職員の処遇については、賃金引き上げ、休暇の付与等について、均等待遇の観点から正規職員と同等とすべく、向上にむけた具体策を示し、早急に実施すること。</p>	<p>6、17～22 給与等に関する事項については、情勢適応の原則や均衡の原則の観点から、人事院勧告及び法令の趣旨等を踏まえ、必要な協議を行う。 また、非正規職員の処遇については、国の動向を注視し、社会情勢や近隣自治体との均衡も踏まえ、今後とも適切な制度運用に努める。</p>
<p>7 人事評価制度について、係長職を評価者からはずすこと。任期付短時間職員、再任用職員への評価は廃止すること。一時金への反映をやめること。</p>	<p>7 人事評価制度については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適正な運用に努める。</p>
<p>8 係長職員に管理職手当とともに超過勤務手当を支給すること。</p>	<p>8 係長に対する管理職手当と時間外勤務手当の併給は行わない。</p>

<p>9 職種変更については、人員計画と業務内容、配置体制などの整合性を明らかにし、必要性を見極め、安易に導入しないこと。</p>	<p>9 職務変更については、公務の効率的な運営と人材活用の観点から実施しているが、平成 29 年度については休止する。</p>
<p>10 心の健康法やメンタルヘルスについての正しい知識を身に付けるための教育・研修を系統的に実施すること。</p>	<p>10 労働安全衛生については、長時間労働の是正等、健康的で働きやすい職場環境の形成に努める。</p>
<p>11 勤務時間短縮、休憩取得の確実な保障、実効ある超過勤務縮減、年次有給休暇の取得促進などのとりくみを行うこと。</p>	<p>11 「誰もが健康に働き、成果を出す精鋭組織」の観点から、長時間労働の是正、年次休暇の取得の促進に向けた取組を進める。</p>
<p>12 子宮がん、乳がん健診など希望者全員を対象に、定期健診で受診できるようにすること。</p>	<p>12 子宮がん、乳がん健診などを定期健康診断で実施することは考えていない。</p>
<p>13 子の看護休暇について、小学校卒業までに引き上げること。</p>	<p>13 子の看護休暇については、取得単位等、運用の見直しを行ったところであり、現行どおりとする。</p>
<p>再任用・非正規職員について</p> <p>14 定年退職者の再任用について、希望するすべての職員を任用すること。</p> <p>15 フルタイム再任用者について 5 級以上で任用すること。</p>	<p>再任用・非正規職員について</p> <p>14、15 再任用制度については、国の動向等を踏まえ、適正に運用する。</p>

<p>16 再任用職員の任用基準について、病 気休暇等日数制限について事由等 個々の条件を勘案し、緩和すること。</p> <p>17 任期付短時間職員について、賃金・ 手当・休暇などについて、均等待遇の 観点から抜本的に改善を図ること。</p> <p>18 任期付短時間職員の賃金に経年加 算を拡大すること。</p> <p>19 恒常的業務について、雇用年限を切 った雇い入れは行わないこと。</p> <p>20 非常勤職員について、一時金を支給 すること。</p> <p>21 非常勤職員に夏季休暇を制度化す ること。</p> <p>22 アルバイト職員について、時間給 1,000円以上、日給8,000円以上に引 き上げること。</p>	<p>16 再任用職員の休暇等の選考要件に ついては、今後検討していく。</p>
--	--